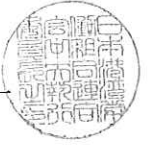


日港発 22 第 46 号
2023 年 4 月 27 日

各 労組・労連・労協 闘争委員長 殿

日本港湾労働組合連合会
中央闘争委員長 竹内



23春闘中央港湾団交の「基本合意」に基づく 当面の取り組みに関する指示 (産別縦指示)

全国港湾は、2023 年 4 月 27 日付（全国港湾 22 発第 82 号）「23 春闘中央港湾団交の「基本合意」に基づく当面の取り組みに関する指示」を発信した。

については、日港労連加盟組織は同様の取り組みを指示する。

以上

《添付：23 春闘中央港湾団交の「基本合意」に基づく当面の取り組みに関する指示》

2023年4月27日
全国港湾 22 発第 82 号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
各地区港湾議長(委員長)



23 春闘中央港湾団交の「基本合意」に基づく当面の取り組みに関する指示

周知の通り、全国港湾と港運同盟は、4月26日に開催した第5回中央港湾団交において、別添の(仮)協定書について「基本合意」しました。この基本合意に基づき、各単組・各地区港湾は、下記の通りの23春闘当面の取り組みを促進するよう指示します。

記

1. 「基本合意」の考え方について

- (1) 基本合意は、(仮)協定書の内容(文面自体)について合意するが、調印し協定締結に至ったものではありません。
- (2) 基本合意に留めた理由は、以下の通りです。
 - ① 多くの加盟組合が23春闘での個別賃上げ闘争を続けており、産別団交は、これに連帯し相互支援していく役割を持っており、産別として「行動の自由の留保」を通告した体制を維持していくことが必要と判断したこと。
 - ② 個別賃上げで回答を引き出し、合意に至った組合においても、その源資が適正料金収受をふまえたものであるかの検証が不可欠であると判断したこと。
 - ③ 各地区港湾は、中央団交の「基本合意」をふまえて地区団交を開催して、地区産別協定を締結し、同時に地区独自の要求への回答を求めて交渉を行っている。その際に適正料金確保の課題も検証してきている経緯もあり、産別中央団交の「基本合意」をもとに、これまで通りの協議・取り組みに進むことができる。
 - ④ 基本合意した(仮)協定書の1.(1)項を各単組・地区港湾において検証していく必要があると判断したこと。その根拠は下記の通りです。
 - ア、①項で、「日港協並びに元請け各社」は所謂「政府施策」の促進によって個別賃上げ「交渉を後押し」すると明記していること。
 - イ、②項でこの取り組みを「来年度以降も継続する」とし、継続課題と位置付けたこと。
 - ウ、③項で、日港協会員元請け事業者は日港協が元請事業者に発出した文書について理解を求め、荷主・ユーザーに対応するとし、荷主への対応を求めようとしていること。

エ、上記の(仮)協定書の内容を補完するために、口頭で「この(仮)協定書が締結・調印された際には、元請け事業者に対して、この協定書を添付して、①・②の趣旨を理解し対応する旨の文書を発出する」と表明したこと。

⑤ なお、第5回中央港湾団交の経過の詳細については、FAX発信93号を参照のこと。

2. 各単組・地区港湾は、上記1をふまえ、下記の取り組みを促進するよう指示します。

(1) 各地区港湾は、今般の「基本合意」に基づき地区団交を開催し、地区港湾独自の要求前進を図ると共に中央港湾団交での「基本合意」を補完する地区産別協定締結に向けた取り組みを行うこと。

なお、日港協は第5回中央港湾団交(4月26日)において、地区港湾からの地区団交申入れに対応する旨の内部文書の発信を約束しています。

(2) 産別各単組・地区港湾は、適正料金確保、労働環境整備のための必要源資の確保について検証の取り組みを行うこと。

(3) 各単組・地区港湾は、関係元請け事業者に対して、荷主に対する適正料金確保の取り組みを推進するよう申し入れ行動などに取り組むこと。

(4) 各単組は、各地区港湾の取り組みの前進を図る縦指示に取り組むこと。

3. 取り組みの報告について

① 各単組・地区港湾は、上記2の取り組み経過と結果について、5月24日(木)を目途に全国港湾書記局に報告すること。

② 5月24日までとしたのは、基本合意の際に、「1ヶ月を目途に顕彰のための団交を開催する」と確認していることに対応する措置です。

以上

<添付> ① 23春闘(仮)協定書(押印なし)
② 港湾労働者の命と安全を確保するための議事確認(押印なし)